

社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付及び社会保険料免除など制度の周知啓発を行い休暇取得の促進と雇用環境の充実を目指す。

＜対策＞ ①令和4年4月～ 法に基づく諸制度の調査
②令和4年4月～ 子育てを行う職員の仕事と家庭との両立を支援するパンフレットを作成し対象の職員に配布する。

目標2：小、中学生の職場見学や職場体験学習の受け入れ、高校生のインターンシップを積極的に受け入れ、仕事の内容と周知啓発を行う。

＜対策＞ ①令和4年4月～ 職場見学や職場体験、インターンシップの受け入れ（継続）

目標3：柔軟な働き方に対応するため時差出勤を導入し、利用を常勤職員の1割以上とする。

＜対策＞ ①令和4年4月～ 就業規則を改正し時差出勤を導入する。職員への周知を行う。